

「暴風警報発表」及び「地震発生」等 緊急の措置について

◇この連絡は、気象警報が発表された場合や、地震が発生した場合の緊急措置についてのお知らせです。 各ご家庭で見やすい場所に掲示しておいてください。

◇緊急時には、さまざまな混乱が予想されますので、学校への連絡はご遠慮ください。 児童の安全を第1に考え、各ご家庭で下記の対応をよろしくお願いします。

暴風警報発表時の措置 北大阪(茨木市)

1	午前7時の時点で「暴風警報」発表の場合	自宅待機
2	午前9時までに「暴風警報」解除の場合	解除された時点で登校(給食あり)
3	午前9時に「暴風警報」が解除されていない場合	臨時休校

※9時までに解除されて登校する場合、給食があります。給食後、午後の授業を受けてから下校します。

※暴風警報以外の「大雨」「洪水」等の警報が発表されても、臨時休業ではありません。

※登校後に「暴風警報」が発表された場合は、原則としてその時点で集団下校となります。(学童保育室“やまばと”も閉室になります。)

※特別警報が発表された場合は、「暴風警報」発表時と同様の措置となります。

地震発生時の措置

大地震(震度5弱以上)が発生の場合(茨木市)		
1	始業前	臨時休校
	授業中	授業中止:児童は学校待機となり、保護者引渡しの措置をとります 翌日 臨時休校の連絡がない限り登校します。
	放課後	翌日 臨時休校の連絡がない限り登校します。
震度4以下の地震が発生の場合(茨木市)		
2	学校園施設の被害状況・通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるか どうかの判断をしますので、臨時休校の連絡がない限り登校させてください。	